

「成人ぜん息患者医療費助成制度」の「見直し」(改悪)

ぜん息患者の切捨ては許されない！

坂本医務監の出席をもとめ再度の交渉申し入れ

六月議会での三宅隆介議員(無所属)の質問と福田市長の答弁で明らかになった『成人ぜん息患者医療費助成制度』の「見直し」について八月二六日、健康福祉局との交渉が行われました。

事前に「見直し」の根拠とされている論文の執筆者である坂元昇医務監の出席を求めていましたが同氏は欠席。そのため交渉当事者となった環境保健課長と二人の係長も私たちの質問に答えることができず、休憩をとって相談した結果、「坂元医務監が出席して再交渉することを持ち帰って検討する」と約束しました。

しかし、これについては九月一日付の文書で「・・・制度設立の経緯について健康福祉委員会等の会議録をご覧いただき、ご理解ください」と事実上の交渉拒否をされました。

私たちは九月二六日、このことに強く抗議するとともに坂元氏が出席しての交渉を再度申し入れました。

市民の請願を議会が全会派一致で採択して実現

この医療費助成制度は二〇〇四年に公害被害者を中心とした市民の請願をうけて議会に提案され、二年間に及ぶ慎重な審議(健康福祉委員会での数回にわたる論議を経て)の結果、全会派一致で採択され、二〇〇七年一月から実施されたものです。川崎市が全国に誇れる宝ともいえる制度で、当時大きく新聞報道されました。

このような経緯や市民と市議会の意志をふみにじって一議員と市長の発言で制度を「見直し」(改悪し)、ぜん息患者を切り捨てることは許されません。この制度によって毎月約五〇人の市民がぜん息患者として認定され、現在までに約六〇〇〇人の市民の健康と命が守られてきました。ぜん息患者の「命綱」であるこの制度は「見直し」によって後退させるのではなく、患者の一割負担をなくし、助成の対象疾病に公害補償法と同様に慢性気管支炎、肺気腫などを拡充し、それに加えてアレルギー疾患で苦しむ患者を対象にするなど更なる充実をめざすことが川崎市と福田市長に求められています。

見直しするなら税金のムダ使い

仮に「財政」を理由にするならば、今でも大気汚染の激しい水江地区に東扇島から橋をかけて新たな公害発生源をつくる「川崎臨港道路東扇島水江町線」や、大師橋から一キロも離れてない場所にさらに羽田と殿町を結ぶ橋をつくったり、大型コンテナ船の来ない川崎臨海計画の拡充など、税金の無駄遣いの大型事業を見直すべきではないでしょうか。



2014年10月2日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子 2-8-1-304 ☎211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延 I-13-45

○AKハウス 102 ☎833-9601